

非稼働病床を有する医療機関への対応について

1 愛知県における対応の方針

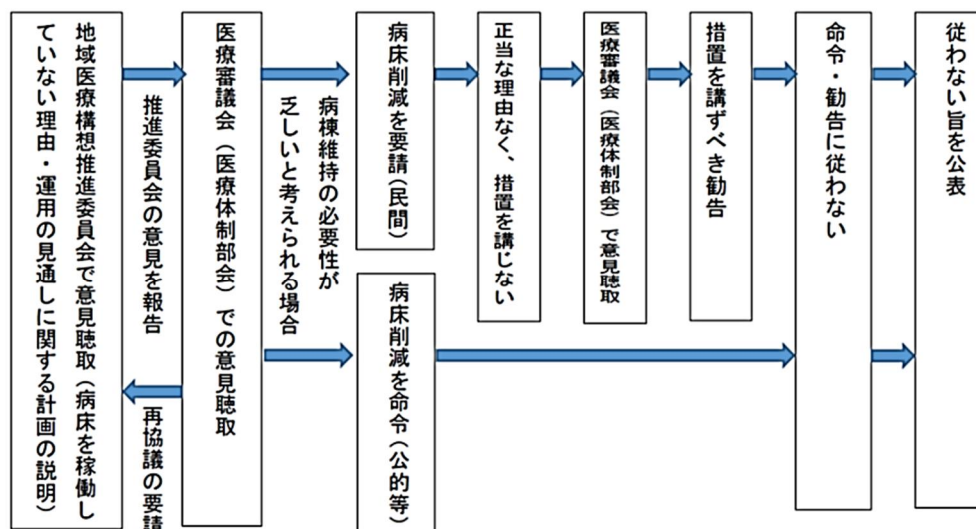
国の通知により、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成される病棟）を有する医療機関については、地域医療構想推進委員会へ、病棟を稼働していない理由、当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めることとされています。

愛知県では、令和 3 年 2 月 4 日に開催した愛知県医療審議会医療体制部会において県内統一の方針が決定され、次のように対応することとしています。

非稼働病床を有する医療機関への方針

- 病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める。
 - ① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1 年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院
 - ② 5 年以上、稼働していない病棟を有する病院
（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に病床稼働率が減少したことによる非稼働病床に関しては、留意の上、取組を進める。

（国通知に基づく対応）



2 知多半島医療圏における非稼働病床の現状について

資料 1 - 2 のとおり。